対象者別被扶養者認定に必要な提出書類等一覧

◎：必ず添付　　○：該当するとき、必ず添付　　△：健保組合が必要としたとき、添付

※同居・別居の条件については、ディスコ健康保険組合HP　「健保のしくみ-家族の加入について」でご確認ください。

※審査の内容によっては、追加の書類を求める場合もあります。

申請対象者の状況 【該当する状況が複数あるときは、該当するもの全ての書類の提出が必要となります】	添付書類	同居しなくてもよい人						同居が条件の人	備考	発行場所
		配偶者	子		実父母	兄姉弟妹孫		義父母など		
			18歳未満	18歳以上		18歳未満	18歳以上			
結婚したとき	婚姻受理証明書	○	－	－	－	－	－	－	別途、該当する「生計維持が証明されるための書類」を添付	市区町村
子供が生まれたとき	なし	－	－	－	－	－	－	－	共働き夫婦の場合、「収入を確認できる書類」が必要な場合あり	－
生計維持が証明されるための書類										
別居のとき	送金証明　3か月分（銀行振込/現金書留(写)など）	－	－	△	○	△	○	×	×：認定できません	
無職（1年以上）／学生	在学証明書	○	－	○	○	－	○	○	18歳未満は被扶養者異動届に学年を明記	学校
無職（1年以上）／収入がない人	課税(非課税)証明書	○	－	△	○	－	○	○	退職前の給与収入が記載されている場合は、その退職の証明書類を添付	市区町村
無職（1年以上）／収入があるとき／失業給付を受給中	雇用保険受給者資格者証(両面写)	○	△	○	○	△	○	○	受給日額3,612円未満が条件※60才以上・障害者の場合は5,000円未満	ハローワーク
無職（1年以上）／収入があるとき／出産、傷病手当金受給中	支給決定通知書(写)	○	△	○	○	△	○	○		支払先の健保組合
無職（1年以上）／収入があるとき／給与・公的年金	所得証明書	○	△	○	○	△	○	○		市区町村
無職（1年以上）／収入があるとき／家賃収入・配当など	確定申告書の控	○	△	○	○	△	○	○		税務署
退職した人（1年以内）／雇用保険に加入していたとき／失業給付を受給しない	離職票(1)(2)の(写) または喪失確認通知の(写)	○	△	○	○	△	○	○	原則として離職票もしくは受給延長通知書(写)とする ただし、急ぎの場合は、退職証明書もしくは健康保険資格喪失証明書での代用の上、後日提出可	退職した会社
退職した人（1年以内）／雇用保険に加入していたとき／失業給付を受給延長	受給延長通知書(写)	○	△	○	○	△	○	○		ハローワーク
退職した人（1年以内）／雇用保険に加入していたとき／失業給付を申請中	離職票(1)(2)の(写)	○	△	○	○	△	○	○		ハローワーク
退職した人（1年以内）／雇用保険に加入していたとき／失業給付を受給終了	支給終了印のある雇用保険受給者資格者証(両面写)	○	△	○	○	△	○	○		ハローワーク
退職した人（1年以内）／雇用保険に加入していなかった場合	雇用保険未加入である旨記載の退職証明書	○	△	○	○	△	○	○	公務員の場合、辞令書の写しを添付	退職した会社
現在働いているとき（パート・アルバイトを含む）	①雇用契約書(写)もしくは収入見込額通知書	○	△	○	○	△	○	○	①、②のいずれか1点	現在働いている会社
	②給与明細直近3ヶ月分(写)	○	△	○	○	△	○	○		
年金受給者	直近の年金支払通知書(写)	○	△	○	○	△	○	○	受給している年金全て	社会保険庁
個人事業を廃業したとき	個人事業の廃業届出書(写)	○	△	○	○	△	○	○		税務署、県税事務所
親族/同一世帯が証明されるもの	住民票の謄本 (被保険者と申請対象者)	△	△	△	○	○	○	○	発行3ヵ月以内（世帯全員分、続柄省略なし、マイナンバー記載なし）	市区町村
	戸籍謄(抄)本 (被保険者と申請対象者)	△	△	△	△	△	○	○	養父母、養子等続柄証明が必要な場合も	市区町村
外国人	在留カード（両面写）	○	△	○	○	○	○	○		入国管理局
障害者	障害者手帳(写)	○	△	○	○	○	○	○		市区町村